

2016年4月13日 全4頁

2016年3月期決算の留意点 (1)

マイナス金利と会計の対応

退職給付会計、ヘッジ会計での対応

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2016年3月に、ASBJ（企業会計基準委員会）は、マイナス金利への対応に関する2つの文書を公表した。
- 文書は、マイナス金利下での退職給付債務の計算（割引率）や、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の取扱いについてまとめている。
- 文書では、2016年3月決算においては、退職給付債務を算出する際の割引率について、マイナスとなっている利回り、ゼロを下限とする方法いずれも可能である旨、②金利スワップの特例処理に関しては、これまでこの特例の適用が認められていた借入及び金利スワップ取引については特例処理の適用が可能である旨を示している。

1. 退職給付会計への対応

(1) 割引率に関する規定

退職給付に関する会計基準（退職給付会計基準）では、退職給付債務は、退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額を割引いて計算することとしている。

この割引率については、退職給付会計基準では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定することとした上で、安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府関係機関債及び優良社債が含まれることとしている。さらに、退職給付会計に関する会計基準の適用指針（退職給付会計適用指針）では、優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債等を含むこととしている。割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない¹。

¹例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。

(2) 検討内容

2016年1月29日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定し、これを受けて同年2月16日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金の一定の部分に0.1%のマイナス金利が適用されている。最近では、円 LIBOR や国債の利回り等でもマイナス金利が観察されていることから、退職給付債務の割引率を国債の利回りを基礎として決定している場合に、割引率としてマイナス金利となった利回りをそのまま用いるのか、ゼロを下限とするのが、ASBJ（企業会計基準委員会）において議論された。

(3) 2016年3月期における取扱い

審議ではマイナス金利の利回りをそのまま用いるべきという意見、ゼロを下限とする利回りを用いるべきという両方の立場から意見が出されたが、ASBJは「『退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠』の方が、現行の会計基準に関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられる」とはしつつも、下記の理由から、**2016年3月決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスの利回りを用いる方法、ゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられない**という考え方を示した²。この考え方は、会計基準、適用指針、実務対応報告という形ではなく、ASBJの3月9日の本委員会の「議事概要別紙（審議事項（4）マイナス金利に関する会計上の論点への対応について）」という文書で示されている。

◇ASBJ としての見解を示すためには相応の議論が必要と考えられるほか、国際的にも退職給付会計において金利がマイナスとなった場合の取扱いが示されていないことを考えると、現時点でASBJの見解を示すことは難しい。

◇ゼロを下限とした割引率を用いて決算準備作業を既に進めている企業がある可能性があることやシステム上マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付を計算するよう設計されていない可能性があり、2016年3月決算についてはこうした企業に配慮すべきとの実務上の要請がある。

割引率に関しては、各事業年度において再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合は、割引率を見直して退職給付債務を再計算する必要がある。重要な影響の有無の判断に関しては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならないこととされている。割引率にゼロを下限とする方法を用いた場合でも、これに該当する場合は、新しい割引率で退職給付債務を再計算する必要がある。

² いずれの方法を用いるかの判断については、特段の合理性は求められず、企業の任意である。

2. ヘッジ会計（金利スワップの特例処理）への対応

(1) 金利スワップの特例処理とは

わが国の金融商品会計基準では、金利スワップ取引も含め、デリバティブ取引は時価で評価し、時価の変動は、当期の損益に計上することとされている。

ただし、デリバティブ取引が資産・負債の価格やキャッシュ・フローの変動をヘッジする目的で用いられており、ヘッジの有効性が認められる等の一定の要件を満たす場合には、デリバティブの時価の変動の損益への計上を、ヘッジ対象の損益計上時まで繰り延べることができる。

さらに、金利スワップ取引の場合は、ヘッジ会計の要件を満たし、かつ、想定元本や利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間がヘッジ対象資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップ取引を時価評価せずオフ・バランスとし、その金銭の受払いの純額等をヘッジ対象の資産・負債の利息に加減する処理が認められている（金利スワップの特例処理）。

(2) 検討内容

例えば、事業法人が変動金利の借入を行う際に、変動金利受け取り・固定金利払いの金利スワップ取引を行い、借入金利の変動をヘッジし、実質的に固定金利化することは一般的に行われている。その際に、ヘッジ対象の借入金とヘッジ手段の金利スワップ取引とで、借入額と想定元本額、契約期間及び満期、金利改定のインターバル及び金利改定日、変動金利のインデックス等がほぼ一致している等の場合は、金利スワップの特例処理の適用が認められる³。

しかし、前述した日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、最近では、円 LIBOR 等でもマイナス金利が観察されており、そのような状況下で、金利スワップ取引の特例処理が継続できるか否かが、問題となった。

金融法務委員会⁴が 2016 年 2 月 19 日に公表した「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」では、借入金の契約（金銭消費貸借契約）にマイナス金利の想定が無い場合、「単に利息としての性格を有する金額がなくなるに留まると解することに合理性が認められる」との見解が示されている。これによれば、借入金の円 LIBOR 等に基づく支払金利が計算上マイナスとなったとしても、契約に規定がなければ、貸付人（銀行等）が借入人（借入企業）にマイナス金利を適用して計算された利息相当額を支払う義務はないと考えられる。

一方で、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）の定義集（2006 年版）では、契約当事者が適用金利の下限をゼロとする条項を選択しない限り、適用金利がマイナスとなった場合は、

³ 詳細は、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」（金融商品実務指針）178 項を参照

⁴ 金融取引について実務経験を有する弁護士及び金融取引に関する法律を専門とする会社が 1998 年 6 月に自発的に設立した委員会。事務局は日本銀行が務める。

マイナス金利に基づく受払いが行われることがデフォルト・ルールとして定められている⁵。

即ち、ヘッジ対象の借入れでは、マイナス金利に基づく銀行等から借入企業への支払いは行われな一方、金利スワップ取引に関しては、当該企業はマイナス金利に基づく変動金利相当額を契約先に支払うことが生じうる。金利スワップ取引の特例処理を適用していた借入及び金利スワップ取引について、このような状況となった場合に、当該特例処理を継続できるのかが問題とされた⁶。

(3) 2016年3月期における取扱い

ASBJは、金融商品会計基準や金融商品実務指針・Q&A等が公表された時点でマイナス金利の状況は想定されていなかったと考えられること、マイナス金利の状況で金利スワップの特例処理を継続できるかについてはこれまで議論されていなかったことから、ASBJの見解を示すためには相応の審議が必要で、現時点で見解を示すことは難しいと考えられるとしている。

しかしながら、問題とされた、**借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがなく、かつ、ゼロを下限と解釈する場合でも、次の観点から、2016年3月決算においては、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップ取引について、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられる**とした。この考え方は、会計基準、適用指針、実務対応報告という形ではなく、ASBJの3月23日の本委員会の「議事概要別紙（審議事項（2）マイナス金利に関する会計上の論点への対応）」という文書で示されている。

- ・金利スワップの特例処理については、金利スワップとヘッジ対象となる負債の条件等が完全に一致していることではなく、ほぼ同一であることを要件としている中で、現時点では、実際に借入金の変動金利がマイナスとなっている例は少ないと考えられ、仮にマイナスとなっている場合でも、借入金の支払利息額（ゼロ）と金利スワップにおける変動金利相当額を比較した場合、通常、両者の差額は僅少と考えられること

なお、新規の契約や契約を変更した場合の取扱いに関しては、上記の文書での検討対象とされていない。金利スワップの特例処理の適用対象でない通常のヘッジ取引についても、検討対象とはされていない。

また、上記の文書は税務上の取扱いに言及するものではないことにも留意が必要である。

⁵ 「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」の3頁

⁶ 金融商品実務指針では、金利スワップ取引の支払金にフロアーが付いている場合などの取扱いは示されているが、ヘッジ対象の負債の支払金利についてゼロが下限となっている場合の取扱いは示されていない。